◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三〇号）（経済産業省）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和五年七月三日とすることとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第二三一号）（金融庁）

1　特定投資家向け売付け勧誘等から除かれる有価証券の取引に、電子情報処理組織を使用した取引業務による金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券及び特定投資家向け有価証券の売買を加えることとした。（第一条の七の三関係）

2　電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれる業務に係る規定を削除することとした。（第一条の九の三関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二三二号）（経済産業省）

1　大韓民国を仕向地とする貨物に関し、仮に陸揚げした貨物等の輸出については許可を要しないこととした。（別表第三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して二一日を経過した日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三三号）（厚生労働省）

1　老齢基礎年金の額の改定に伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項に規定する所得基準額等を改定することとした。（本則関係）

2　令和五年九月以前の月分として支給される年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。

法　律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長」を「（常任委員長を除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日前に係る分の各議院の常任委員長及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長に対するこの法律による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八条の二の議会雑費については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

裁判官弾劾法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十一号

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第十項及び第十六条第九項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日前に係る分のこの法律による改正前の裁判官弾劾法第五条第十項及び第十六条第九項の職務雑費については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄